

【7月から国民健康保険税の納付が始まります】

国保（国民健康保険）は、相互扶助という考えによって成り立っている医療保険制度です。加入世帯の被保険者数や収入などに応じた国保税を負担することにより、万が一、被保険者が病気やけがをしたときには、少ない自己負担で医療サービスを受けることができるようになっています。

7月 から国保税の納付が始まります。納税義務者は国保に加入している世帯の世帯主であり、7月から翌年の2月までの毎月で、8期（年金から保険税が天引きとなる世帯は除く）にわたり納付となります。

保険税は期限内納付をよろしくお願いいたします。
国民健康保険税の納期限

平成29年					平成30年		
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	1月4日	1月31日	2月28日

納税通知書が届かない方は町に連絡を
国保加入世帯には、7月上旬に郵送する予定ですが、表札、部屋番号が不明などの理由により、配達できず返送されてくる場合があります。7月20日を過ぎても納税通知書が届かない方は福祉課（985-7124）に連絡してください。

所得申告を忘れずに
保険税所得割額の算出や低所得者への保険税の軽減、高額療養費の判定の基礎とするため、所得の有無に関わらず、毎年必ず所得の申告を行う必要があります。まだ、所得申告が済んでいない方は、早急に所得申告をお済ませください。

国民健康保険税の保険税軽減範囲が変わります。

低所得者への均等割・平等割の軽減 低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行いません。

	5割軽減世帯	2割軽減世帯
平成28年度	基準額33万円+26,5万円×被保険者数	基準額33万円+48万円×被保険者数
平成29年度	基準額33万円+ 27万円 ×被保険者数	基準額33万円+ 49万円 ×被保険者数



出張年金相談会

日本年金機構 浦添年金事務所が
出張年金相談会を開催します。

- 年金相談関係（年金請求、年金受給額見込額等）
 - 国民年金保険料関係（保険料免除等）
 - 年金加入記録関係
- などについてご相談ください。

平成29年 7月11日(火) 13時00分～17時00分
平成29年 7月12日(水) 9時00分～13時00分
場 所：久米島町役場 仲里庁舎1階会議室(出納室隣)

要予約!!(下記の番号までお電話ください)

☎877-0343 浦添年金事務所(お客様相談室)

【お問合せ】

日本年金機構 浦添年金事務所 ☎098-877-0343
久米島町役場 福祉課 ☎098-985-7124

※相談には認印・年金手帳・年金証書・ねんきん定期便等の基礎年金番号のわかるものもしくは身分証明書をお持ちください。

※また、代理で相談をされる場合は委任状が必要となりますのでご注意ください。(代理人の方も身分証明書をお持ちください。)

※50歳以上の方は、年金見込額の計算をすることができます。